

(2) 計画の対象

本計画が対象とする事項は次の3項目です。特に①については、市が積極的に関与して進める方法について計画します。

- ① 森林整備 ② 人材育成・担い手確保 ③ 木材利用促進、普及啓発

なお、本計画が対象とする森林は長野市の地域森林計画が対象とする民有林で、国有林は含まれません。ただし、森林環境譲与税を活用した森林整備については、森林所有者の意欲の低下や所有者・境界が不明な森林の増加などの課題に対して自発的な整備が見込めない森林の整備を進めるという税創設の趣旨を踏まえて私有林の整備が基本とされています。(P. 28 表 16 参照)

(3) 計画の位置づけと計画期間

- ① 本市には、市全体の最上位計画である第五次長野市総合計画のほか、森林整備に直接関わる計画として「長野市森林整備計画」(以下「森林整備計画」)があります(表1参照)。

森林整備計画は、長野市全体の森林整備(植栽、伐採、保育)についての基準を示したり、林道整備を計画したりしているものです。

森林経営管理計画は森林整備計画の中でも森林経営管理として重要性の高い事業を、森林環境譲与税を財源として計画的に実現するための具体的な方策等を示す計画です(P. 4 図4 参照)。

- ② 今回の計画期間は、令和4年12月1日から令和6年度末までとし、以後は森林整備計画と合わせ5年ごとに立案します。
- ③ 森林・林業と関連する他の計画(P. 37 参照)と連携します。

表1 森林整備、林業経営に関する計画

計画名	主な計画の内容
第五次長野市総合計画 平成29年度～令和8年度 (前期5年、後期5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的、計画的な行政運営の指針 ・農林業の施策として「森林の保全と資源の活用促進」を掲げている ・施策の目標指標は搬出間伐による木材生産量
長野市森林整備計画 令和2年度～11年度 5年ごとの10年計画	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づき作成し、全国森林計画(国)、地域森林計画(県)に準ずる ・標準伐期などの森林の整備方法、目標ごとの森林のゾーニング、林道などの施設整備計画を定めたもの
長野市森林経営管理計画 令和4年度～令和6年度 (以降5年ごとに計画) ※次期計画は令和7年度～ 令和11年度とし、上記 整備計画と合わせる	<ul style="list-style-type: none"> ・市が積極的に関わり森林の経営管理を推進する具体的な方策を定める <ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備の推進 2 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入 3 森林とのふれあいの促進 4 木材利用の普及 ・森林環境譲与税の計画的な活用方針

② フォレストワーカー育成事業（補助事業）

新規に就業した林業従事者に準備支援金、雇用した林業事業体に賃金補助を実施します。林業労働力の確保の促進に関する法律の規定により長野県知事から認定を受けた認定林業事業体（以下「林業事業体」）が対象となります。

ア 林業従事者準備支援事業

新規に林業事業体に雇用された従事者に対して、準備支援金を補助します。補助金の交付は1回限りです。

イ 林業従事者雇用安定事業

林業事業体が新規に雇用した従事者の賃金、社会保険等に対し補助金を交付する。新規に雇用された年度を含む3年間を対象とする。

③ 森林とふれあい体験事業（補助事業）

市民が森林とふれあう機会を増やし、森林とのふれあいの懸け橋となる森林ボランティアを育成するために、森林とのふれあいを推進するイベントに対して補助金を交付します。

＜対象となる森林体験活動の例＞

森林整備体験、動植物の観察、木工、クラフト など

④ 森林とふれあい体験事業（主催：長野市）

近年のアウトドアブームなどで注目されるコンテンツを取り入れた新たな森林体験を開催していきます（P. 22 参照）。

・ ブッシュクラフト体験

サバイバルの要素を加え、森林資源を活用しながらキャンプを行います。

・ グリーンウッドワーク体験

伐採したばかりの生木を、ナイフや斧などの道具で加工し、スプーンや器、椅子などの家具を製作します。

⑤ 市産材普及事業（市が設置）

市産材のPRのため、公共施設に木製品の家具等を設置します（P. 25 参照）。

⑥ 森林経営管理事業（市が実施）

森林整備のため、意向調査、現地調査、説明会を実施します（P. 16 参照）。

表 16 森林所有者別の森林環境譲与税を活用できる事業

事業名	私有林	公有林
長野市森林づくり・活用事業（補助事業）	○	×
森林とふれあい体験事業（補助事業）	○	○
森林経営管理事業（市が実施）	○	×

※公有林（県有林、市有林、財産区有林）